

<http://www.incadat.com/> ref.: HC/E/USf 216

[17/08/1999; United States Court of Appeals for the Second Circuit; Appellate Court]

Blondin v. Dubois, 189 F.3d 240 (2d Cir. 1999)

第二巡回区連邦控訴裁判所

1999年8月17日

判事：Oakes、Cabranes、Sack

F. Blondin（申立人-上訴人）対 **M. Dubois**（被申立人-被上訴人）の件

申立人・上訴人の代理人：ニューヨーク州ブルックリン **Sanford Hausler** 氏（ニューヨーク州ニューヨーク市 **Valerie S. Wolfman** 法律事務所）

被申立人・被上訴人の代理人：ニューヨーク州ニューヨーク市 **Howard L. Jacobs** 氏

本件は、父親がその子が奪取された国への子の返還を求めて、国際的な子の奪取の民事面に関する条約（1980年10月25日 T.I.A.S. No. 11670, 1343 U.N.T.S. 89）（以下「ハーグ条約」）に基づいた申立てが棄却されたニューヨーク南区連邦地方裁判所の判決（**Denny Chin** 判事、**Blondin** 対 **Dubois**, 19F. Supp. 2d 123 (S.D.N.Y. 1998)）に対する控訴である。母親がハーグ条約で用いられている文言のように、子らが「不法に奪取された」ことを認めたにもかかわらず、地裁は子らが返還された場合に害悪の「重大な危険」があるという判断を示した。当職らは、本裁判所は、子らが父親に監護権がある祖国に返還されるべきではないと判断した点については同意見である。しかし、当職らは、地方裁判所は、奪取された子を害悪の「重大な危険」から守りながら常居所地国の管轄裁判所に返還すべきであるとするハーグ条約を遵守できるような暫定的な措置の有無を再度検討するための機会を与えられるべきであるという結論に至った。

CABRANES 判事：本件は、国際的な子の奪取の民事面に関する条約（1980年10月25日 T.I.A.S. No. 11670, 1343 U.N.T.S. 89, 以下「ハーグ条約」又は単に「条約」）とそれに次ぐ 42 U.S.C. 11601 以下（国内実施法）に関して先例のない問題を提供している。本条約——米国によって批准された以上、憲法および連邦

法と同じく「国の最高法」の地位を占める（合衆国憲法第6条）——はいずれかの締約国に「不法に連れ去られ、又は、留置されている子の迅速な返還を確保すること」を追求するものである（ハーグ条約第1条）。

ほかの多くのハーグ条約に係る事件と同様に、本件は、現在別居している両親の間の監護権をめぐる紛争である。母親である M.D.被申立人（以下 D）は子ら（M と F）をフランスから「不法に奪取した」ことを認めており、子らのパスポートを手に入れるために父親である申立人 FB（以下 B）の署名を偽造させた。しかし、（被申立人 D は）これをやったのは子らを身体的虐待のある環境から守るためであると主張する。これに対して、申立人 B は母および子らに対する虐待の事実がないと主張している。

これらの争点は M および F の返還の申立てを棄却したニューヨーク南区の連邦地方裁判所の第一審判決（Denny Chin 判事）に対する控訴において浮上したものである。（*Blondin 対 Dubois*, 19 F. Supp. 2d 123 (S.D.N.Y. 1998)参照）。被申立人 D による虐待の主張を理由に、地方裁判所は M と F を申立人 B の親権下へ返還することが子らを害悪の「重大な危険」のある場所におくことを意味する—従って、ハーグ条約所定の奪取された子は常居所地国に返還されるべきであるという推定の例外に該当—と判断した（同判決 127~129 頁、ハーグ条約第 13 条 b 参照）。又、第一審は、申立人 B の財産力が限られており、自らの住宅以外のところで被申立人 D および子らを扶養することが恐らくできないため、B 以外の者の監護下において子らをフランスに返還することが実行不可能であるとも判断した（同判決 128 頁参照）。申立人 B の提案である第三者の監護の下で子らをフランスに返還することも退けられ、第一審は子らがもし返還されるべきであるとすれば、母親の監護の下においてのみ返還されるべきであるという判断を示した。

本件控訴審において、我々は、子らが不法に奪取された国の裁判所に親権に反する判断の機会を与えるために、ハーグ条約が子らが当該国に返還されることを可能とし得る、より多くの解決策の検討ないし分析を要求している、という結論に至った。ハーグ条約に基づく請求を判断している裁判所は①常居所地国における適切な管轄権のある裁判所による親権の判断のために、不法に奪取された子を常居所地国に返還すること、及び、②子を「重大な危険」から守ることとするハーグ条約の精神を損なわないように可能な限りの努力をすべきである。我々の本条約上の義務を慎重かつ完全に果たすことは米国に奪取された子らを保護することのみならず、（条約上の法的制度に従って、裁判所が相互的

な保護を与えるべきである) 他国に奪取された米国人の子らを保護するためのものでもある。

地方裁判所が子らを直接申立人 B の監護下におくことについて抵抗を示していることは理解できるが、我々は、同裁判所が、ここで明らかにされた基準に従って、フランス法において果たして他の選択肢(米国の裁判所が奪取された子らを常居所地国の管轄に届けることを要求し、及び、子らが「重大な危険」から守られることを要請しているハーグ条約に適った解決をすることを可能ならしめる選択肢)がないか否かを判断するための機会を与えられるべきであると判断する。従って、さらなる審理のために、第一審判決を差し戻す。しかし、新たな審理の結論の如何にかかわらず、本判決は子らが父親の監護下において米国から戻されるべきではないとする第一審の判断を非難するものではないことを強調しておく。子らが異なる第三者の暫定的な監護の下でフランスに返還され得、そして、当該国の裁判所(米国の連邦裁判所のと異なって)が長期的な親権に関して完全なる判断を下す権限を有しているのである。

事実背景

B 及び D は 1990 年の夏に知り合ってから、婚姻はしなかったものの、まもなくフランスで同棲生活を始めた。1991 年 5 月に M (女子) が出生し、1995 年 8 月に F (男子) が出生した。しかし、裁判記録では家庭生活が混乱していたことを示唆する証拠がある。D は 1991 年から B に殴られ始めたと言っており、ときには、彼女が M を抱きしめている間に行われ、結果として、M も彼の暴力の被害者となっていた。その他に彼女は、1992 年に、B が電気コードを M の首に巻いて、母と子の両方を殺害すると脅迫した、とも証言している。その事件の後、D は家出をして、B のところに戻る前、2 週間の間 M と一緒に DV 被害者の女性を保護する施設(DV シェルター)で生活した。翌年、D は再度 M を連れて約 9 ヶ月にも亘る期間さまざまな DV シェルターで暮らした。

1993 年 4 月、B はフランスにおいて M の監護権を取得するために訴訟を提起した。当該事件は 1993 年 12 月に、D が B の住宅で M と一緒に暮らすことを同意したことによって、B と D の和解によって解決された。この和解に従って、フランスの裁判所は裁判手続を終了し、「子に関する親権は両親の両方によって共同で行使される(共同監護権)」および「子の常居所は父親の家」とする決定を下した。また、本決定はもし D が B の家とは異なる場所で生活することにした場合に備えて、定期的な面接交渉権についても定めておいた。

D は、和解にもかかわらず、B が虐待を続けたと証言した。D が F を妊娠する前後も、B が D を殴り、D と子らの命に対する脅迫を繰り返し行ったと証言した。D は少なくとも二回怪我を治療するために医者のお世話になっており、また、一回はフランスの警察当局に通報している。

1997 年 8 月、M が 6 歳で F が 2 歳の誕生日から数日前のときに、D と子らが B に告げずに米国に渡るべくフランスを出国した。B の同意を得るところか、1997 年のそれより前、D は子らのパスポートを入手するために B の署名を偽造した。

D と子らが家を出た事実を B が発見してから数日後、B はフランスの裁判所から子らが「父親の同意なく首都圏を出てはならない」とする仮命令を出してもらった。よって、B が子らが出国してニューヨーク市の親戚のところへ D と一緒に暮らしていたことに直ちに気づいていないようである。しかし、1998 年 6 月あたり、B は彼等の所在を知ったときに、直ちにハーグ条約に基づく子供の返還請求のための申立てを行った。

地方裁判所は、迅速な司法的解決を強調するハーグ条約第 11 条（「締約国の司法当局又は行政当局は、子の返還のための手続を迅速に行う」）に従って、直ちに B による申立ての証拠調べを行った。当該期日の調べにおいて、D が次に掲げられる事実主張に関する証言をした。B は確かにたまたま D に平手打ちをしたことを認めたが、D および子らを「殴った」ことを否定し、また、「争いの勢いで (heat of the dispute)」で D を「平手打ち」したか否かについて曖昧な態度を示した。Chin 判事は両親と代理人らがないところで M との面接を設けた。M は、判事に対し、B が自分と母親を殴っていたこと、また、そのためにフランスを去らなければならなかったと述べている。さらに、「パパに殴られたくないから」フランスに帰りたくないとも説明した。そのほかに、M は Chin 判事に、両方の親が彼女を殴っていたが、父親の方がもっと殴っていたと言っている。

1998 年 8 月 17 日メモランダム判決¹をもって地方裁判所が B の請求を棄却した。後述する理由によって地裁はもし子らが B の監護権下に戻されれば、「重大な危険」にさらされると認定した (*Blondin*, 19 F. Supp. 2d 事件 127~29 頁参照)。また、もし子らが D の監護下においてフランスへ返還されれば、B が子らを自らの住宅以外の場所において扶養することができないという見解を示した (同

¹ 訳注：メモランダム判決 (memorandum decision)：理由抜き判決。裁判所の決定のみを宣言し、その理由を述べない判決。Memorandum opinion (簡単な判決)とは異なる (田中英夫『BASIC 英米法辞典』東京大学出版会、1993 年参照)。

判決 128 頁参照)。同見解が異なる暫定的な親権者指定の措置を明示的に考慮しなかったにもかかわらず、地方裁判所がそれより前（の決定において）B によって提案されたこのような解決策を退けている（具体的には、フランスの裁判所による最終的な決定までに M の名付け親である Noelle Guillou 氏の保護の下に子らを置くこと）。しかし、地方裁判所は「もし本裁判所が子らを返還するならば、D と一緒に帰国させるであろう」と述べている。

判決登録の後、B が適時に控訴申立書を提出した。子らに影響のある問題をできる限り迅速に解決するという論点については（ハーグ条約第 11 条及び Joseph Goldstein, Albert J. Solnit, Sonja Goldstein, & Anna Freud, *The Best Interests of the Child* 9, 42-43 (1996)脚注 1 を参照)、残念ながら両者のいずれも本件が迅速かつ短縮された形で論じられることを要求しなかった。1999 年 5 月 6 日の口頭弁論において、その安全を確保しながら子らを返還し得るような救済の有無に関して補完的な審査が必要であることが明らかになった。両当事者がこの問題に関して補完的な準備書面を提出するように指示したほか、本裁判所は米国国務省 (Department of State) に対してフランス政府に連絡するように依頼し、もし可能ならば、子らの返還およびもし彼等が返還された場合に最終的な親権者指定の決定があるまでの暫定的な監護の可能性の有無に関するフランス政府の見解を本裁判所に提出するように依頼した。

1999 年 7 月 16 日の書簡において、フランス政府が国務省の問い合わせに対する返答を行った。フランス法務省の民商事における相互司法協力局（フランスにおいてハーグ条約上の「中央当局」の役割を担っている機関のようである）の B.Biondi 氏によって署名された、この書簡において当該機関が「もし子らがフランスに返還された場合、管轄権のあるフランスの裁判所の監護権に関する判決が下されるまで子らを監護するために必要な措置が確実にとられるように保障している」とされていた。特に、B.Biondi 氏は政府が既に（子らの）暫定的な配置を行うための「手続的な方法」の再検討を始めていると述べている。

（B.Biondi 氏は）これがどのように達成され得るかについては具体的な提案をしていない。フランス政府が暫定的な配置の決定を検討する過程にとどまっているようであるが、我々は、地方裁判所——より迅速に完全な記録作成および適切な救済ができる裁判所——が手早く進められるように、本控訴審の判決を、今直ちに下すことにした。差戻審において地方裁判所が判決を下すまでに、フランスからの親権者指定に関する暫定的な命令があることを願っている。いずれの場合において、我々は地方裁判所が事実審の記録を発展させるために必要なエクイティ上の広い裁量を有しており、また、そうするにあたって、米国国務

省を通じて、フランス政府の見解に関して、および、ハーグ条約上の返還を容易にするための当該政府がとった措置に関して情報を入手できる。

議論

一. ハーグ条約の枠組み

フランスおよび米国のいずれもが締約国であるハーグ条約は「不法な連れ去り又は留置によって生ずる有害な影響から子を国際的に保護すること並びに子が常居所を有していた国への当該子の迅速な返還を確保する」ことを要請している（ハーグ条約全文）。本条約において、子の連れ去りまたは留置は次の a および b に該当する場合に「不法」とされる（ハーグ条約第 3 条）。

a 当該連れ去り又は当該留置の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人、施設その他の機関が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。

b 連れ去り若しくは留置の時に a に規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは当該留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうこと。

自分の子が不法に連れ去られたと主張する親（又はその他の個人ないし機関）は自らの「中央当局」または子が連れ去られた先の国の「中央当局」に申請することができる（同条約第 8 条参照）。いずれにおいても、各国の中央当局は、有益な情報交換ないし任意的な返還の実現のために、お互いにまたは当事者との連絡に努める（同条約第 8 条、第 9 条、第 10 条）。その他に、特に任意的な返還が不可能である場合において、親は子が連れ去られた先の国において訴訟手続を開始することができる（同条約第 8 条、第 11 条、第 29 条参照。また、本条約の国内実施法も参照 42 U.S.C. 11601 *et seq.*）。

ハーグ条約を運用するにあたって、「合衆国地方裁判所は奪取に関する争点に対して判断できるが、その背景たる親権に関する争点を判断する権限を有しない」（*Friedrich 対 Friedrich*, 983 F.2d 1396, 1400 (6th Cir. 1993) ("*Friedrich I*" 事件)、及び、ハーグ条約第 19 条「この条約に基づく子の返還に関する決定は、

監護に関する問題の本案についての判断としてはならない」並びに第 16 条、脚注 2 参照)。奪取訴訟ははじめに被申立人が子を「不法に連れ去りまたは留置し」たかどうかの認定に限定される。この争点に関して、申立人が立証責任を負う(ハーグ条約国内実施法【42 U.S.C. 11603(e)(1)(A)】における立証責任等)。しかし、「申立人が、奪取が不法であることを立証すれば、被申立人が四つの反論の一つを立証しない限り、子が返還されなければならない」(*Friedrich 対 Friedrich*, 78 F.3d 1060, 1067 (6th Cir. 1996) ("*Friedrich II 事件*")および、42 U.S.C. 11601(a)(4)「条約上の意味における不法に連れ去られまたは留置された子は、ハーグ条約所定の狭い例外の一つに該当しない限り、直ちに返還されるべきである」参照)。

これらの例外の二つは「明白かつ説得的な証明」によってのみ立証され得るとされている。即ち、ハーグ条約第 13 条 b 規定の「返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること。」および同条約第 20 条規定の、子の返還は「人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められない場合」の証明である(42 U.S.C. 11603(e)(2)(A) (第 13 条 b および第 20 条における抗弁の立証責任に関する定めを参照)。これに対して、残り二つの常居所地国返還の推定の例外(第 12 条所定の返還から一年以内に訴訟手続が開始しなかった上に子が新たな環境に適応していること、および、第 13 条の a 所定の被申立人が連れ去り時に現実に監護権の権利を行使していなかったこと)については証拠の優越の立証程度で足りる(42 U.S.C. 11603(e)(2)(B) (同条約第 12 条および第 13 条 a に基づく抗弁における証明責任の基準の定め)、脚注 3 参照)。

条約を国内実施する連邦法が明らかにしているように、これらの 4 つの抗弁は「狭く」解されるべきである(42 U.S.C. 11601(a)(4) 脚注 4 参照)。

これらは裁判所にハーグ条約以上の役割を越えた、誰がより良い親か等のようなことに関する決定権を与えるものではなく、かかる決定権は親権者・監護権者の指定に関する管轄権を有する裁判所の審査権の属するものとされている(*Friedrich I*, 983 F.3d 事件 1400 頁 (ハーグ条約に関する請求に対する判断を行っている裁判所には「奪取に関する争点について判断できるが、その背景にある親権者指定の問題については判断する権限はない」(*Nunez-Escudero v. Tice-Menley 事件*, 58 F.3d 374, 377 (8th Cir. 1995) 【ハーグ条約第 13 条 b 規定の例外に関して「本条約の例外の判断に際して長期的にいずれの親がより良い親なのかという問題は無関係である」と判示している】を参照)。当該裁判所がハーグ条約上の例外を認定する権限を過度に広げてしまうことは、本国際条約

の最重要な目的を没却しかねない。具体的には、「現状を維持して、親がより都合の良い裁判所を求めて国際的な国境を越えることを防止すること」 (*Friedrich I* 事件, 983 F.2d at 1400; *accord Shalit 対 Coppe* 事件, __ F.3d __, 1999 WL 519334, at * 2 (第9目巡回区 1999年7月23日); *Nunez-Escudero* 事件, 58 F.3d 376頁; *Rydder 対 Rydder* 事件, 49 F.3d 369, 372 (1995年第8目巡回区))。そして、ハーグ条約報告者が説明しているように、「(これらの) 例外を過度に援用し、連れ去り、人が選択した法定を子の常居所地の法定の代わりとして扱うことは、その根本的な精神たる相互の信頼を奪い去り、本条約上の制度全体の崩壊をもたらしかねない」 (*Elisa Perez-Vera, Explanatory Report: Hague Conference on Private International Law, in 3 Acts and Documents of the Fourteenth Session 426 (1980) ("Perez-Vera Report"), 34. 脚注5参照*)。

II. 条約の適用

D は条約上の意味で自分が子らをフランスから「不法に奪取した」ことを認めている。従って、彼女はハーグ条約所定の例外を一つ立証できない限り、子らがフランスに返還されざるを得ないことを理解している (*Friedrich II* 事件, 78 F.3d 1067頁、及び、42 U.S.C. 11601(a)(4)を参照)。彼女が主張している唯一の例外は第13条bによるところの「(子を) 返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること」(ハーグ条約第13条b)を被申立人が明白かつ説得的な証明をすることができれば、裁判所は返還を拒絶することができる。

地方裁判所はM及びFを返還すれば、子らが「心身に害悪」のある「重大な危険」におかれてしまう点についてはDの見解と同意見を示している。地方裁判所は基本的にBが、しばしば子らがいるところで、Dを身体的に虐待し、また、Mをも殴ったことを指し示す証拠に頼っている (*Blondin* 事件, 19 F. Supp. 2d 127-28頁を参照)。さらに、それほど重要視しているわけではないが、当該裁判所は次の二点を論拠としている。第一に、Mはフランスに帰らない意思を表明しており(同判決128-29頁参照)、また、第二に、Dと子らは「米国によく適応しているようであり(中略)今更子らをフランスに返還することは極めて崩壊的となり得る」(同判決128頁参照)。後者の論点に関して、裁判所はDに自分に財力がなく、米国にいる間は親戚に支えられていたことに気づいた(同判決参照)。判決はさらに次のように続いた。

フランスにおいては、Dと子らがBに依存することになる。かかる状況において、Dと子らに彼の住宅に住まわせることを要請するに際して慎重にならずに

はいられない。確かに B に異なる住所に住ませるための生活費を要求する選択肢がありうるが、ある期日取決めの議論において彼が裁判所に対して「もうお金がな」く、もはや飛行機代でも払えない旨を表明している（中略）。かかる状況において、D と子らを訴訟手続のためにフランスに返還することは精神的な害悪の重大な危険および耐え難い状況をもたらすことになる（同判決参照）。

子らが B の監護下に返還された場合に晒されるであろう身体的な虐待の危険に関する地方裁判所の事実認定は広範囲な証拠の記録に支えられている。また、両当事者はかかる認定が通常ハーグ条約第 13 条の b への該当性を根拠づけるものとなることについて争っていない。これに対して、地方裁判所によって論じられた残りの補助的な論点——M が米国に残りたい意思を明示していること、および、子らがこの国に「よく適応している」こと——は第 13 条 b 規定の例外を与えるに際して適切な論拠として用いられていない。ハーグ条約は裁判所が子の返還に対する反対の意見を考慮に入れるために別個の規定を設けている。即ち、「（裁判所は）その意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していると認める場合に」子の意見を考慮に入れることができるのである（ハーグ条約第 13 条 2 項）。しかし、裁判所は M がかかる年齢に達していたことを認定していない。却って、M がいかに若い年齢であるか、および、彼女が「ある程度、出席するに必要な成熟度に達している」ことを明示的に述べている（*Blondin 事件*, 19 F. Supp. 2d 128 頁）。同様に、子が「よく適応している」か否かの状況は異なる例外条項で定められている上、本件で示されている事実には該当しないものである（ハーグ条約第 12 条）。この例外条項は、相手方の親が返還請求の申請を一年以内にしなかった場合でない限り適用されないものである（脚注 6）。本件において、B が 1998 年 6 月に申請しており、これは子らが連れ去られた 1997 年 8 月から約 10 ヶ月となる。我々は連れ去りから一年以内に子の返還請求が申請され、「明白かつ説得的な証明」によって、当該子が「返還によって（略）子が精神的な害悪の重大な危険」にさらされると言えるほど米国に深く根付いており適応していることが立証されたような事件の可能性を否定していない。かかる場合には、当該子は条約第 13 条 b に従って例外として扱われ得る。現にある裁判記録はこのような場合を示していない。

兎に角にも、地方裁判所は、ハーグ条約第 13 条 b の例外の適用について B が子らに身体的な害悪を与えるおそれがあること（そして、このことはこの条項が作られた趣旨ないし保護しようとしている利益の主要なものである）を第一次的な根拠とせず、適用することのできないこれらの二つの論点を強調しすぎたようである。しかしながら、我々に残った問題は、地方裁判所が果たして（可

能ならば) 子の常居所遅刻の裁判所による親権に関する決定を許容するという条約上の重要な義務を遵守しながら、子らを認定された「重大な危険」から保護することができたのかである。ハーグ条約の報告者が説明したように、ハーグ条約が親権者指定の問題を規律することを求めるものではないことをはっきり示した方がいい。この点に関して、ハーグ条約はこのような問題(即ち、親権者指定の問題)をめぐるいかなる議論も連れ去り前に子が常居所地としていた国の権限ある当局の前で行われるべきであることを黙示的な原理としている(中略)(前掲 *Perez-Vera Report*, 19 頁)。報告者は、さらに、条約の基礎的な手続から、「条約上の制度構造の全体」が連れ去り先の国の組織が子の常居所地国の法廷に譲ることに依存している、という見解を導き出している(同 34 頁)。上述のように、「(ハーグ条約の) 根本理念なる相互の信頼」を維持するために、かかる譲歩が必要である(同報告および *accord Currier v. Currier 事件*, 845 F. Supp. 916, 923 (D.N.H. 1994)、脚注 7 参照)。

このために、第 13 条 b の例外を検討するに際して、当該裁判所が子の返還によって発生し得るいかなる危険も除去できるような、(両親及び親権者指定問題に対する管轄権を有する国の当局による) いかなる方法をも考慮に入れることが重要である。(完全に「国の最高法」の一部である国際条約である【アメリカ合衆国憲法第 6 条】) 本条約の核心にある相互の礼譲を果たすに際して、我々は常居所地の裁判所がその前に置かれる子を保護するために必要な決定ないし命令を下すことを信頼しなければならない(例として、*Friedrich II 事件*, 78 F.3d、1068 頁を参照)

地方裁判所が本件において適切に判断したように(*Blondin*, 19 F. Supp. 2d、128 頁参照)、B の請求を認容することは必ずしも、法律問題として、彼の親権下に子らを戻すことを意味しない。実は、長期的な親権者指定の決定が下されるまで、異なる人の監護下において——従って、B の請求を認容することに伴う害悪の危険を縮小しまたは除去して——フランスに子らを返還することを可能成らしめる方法があるのかもしれない。あり得る救済のひとつは B によって提案された(具体的には、両親の同意をもって、フランスの裁判所による親権者指定の最終的な判断が下されるまで、暫定的に M および F を彼等の名付け親の監護下に置くこと)。地方裁判所は「子を返還するならば、おそらく D と一緒にしてそうするだろう」と述べて、この提案を受入れなかった。子らが、もしそういうことになるならば、母の監護下において返還されると判事してから、判決書においてかかる解決策が実行不可能であるという判断を示した。この判断は、家族が金銭的に困っていることが D と子らに B と一緒に暮らすことを強いるという考えに基づいている(*Blondin*, 19 F. Supp. 2d 128 頁を参照)。

上述のように、地方裁判所が子らを結果的に直接 B の監護下に移してしまうような救済を回避していることが正当である。しかし、この懸念は子らが母親の監護の下で返還される結果として父親の家での生活を強くないようにするという観点からしか正当化されない。子の保護を確保できる適切な第三者の暫定的な監護下において返還されるべきではないことを十分に説明していない。地方裁判所はこの判断を根拠づけるために、第三者による暫定的な監護が認め難いとするハーグ条約上のいかなる根拠又はその他のいかなる法的な根拠をも示しておらず、我々にはこのような根拠の存在は直ちに明らかなものとはいえない。

かかる状況において、適切な管轄権を有するフランスの裁判所による親権者指定がされるまで子らを害悪から保護すると同時に常居所地国へ返還することを可能にする救済の可能性のさらなる検討を行うために、本件を地方裁判所に差戻すことが妥当であると考え（脚注 8 参照）。審理を行うに際して、地方裁判所ははじめから B によって提案された解決策のみに限定して考えるべきではない。差戻審において、裁判所はその判断を容易にする十分な訴訟記録をつくるためのそのエクイティ上の広い裁量権を行使する機会を有している。そうするにあたって、地方裁判所はフランス裁判所に関する適切な問い合わせ（特に、フランスにおけるより良い監護の可能性に関して）を自由に行うべきであって、当該外国政府と直接連絡をとれる米国国務省の援助を依頼することによってこのような問い合わせ等ができる。地方裁判所が B の最初のハーグ条約に基づく請求に対する判決におけると同様の迅速な手続をもって差戻審を行うと信じる（ハーグ条約第 11 条、及び、Goldstein その他, *supra*, 9 頁、42-43 頁参照）。

しかしながら、M と F を B の監護下に（直接にも間接的にも）戻すことが彼等を、条約第 13 条 b の意味でいう、「重大な危険」に晒すことを意味するとする地方裁判所の判断を、我々が覆しているわけではないことを強調したい。従って、それでも地方裁判所は結果として子らを B の直接の監護下におくような返還の妥当な方法が見つからなかった場合には、本条約に基づく B の請求を棄却すべきである。

結論

前掲の理由のため、我々は地方裁判所の判決を破毀し、本見解に適合的に、フランスに置ける監護権指定の最終的な決定までに子らの安全を確保できる救済の検討を含め、さらなる審理のためにこれを差し戻す。

脚注

1. Goldstein 教授及びその他の者が説明するように、

子は、カレンダーや時計によってはかれる実際の客観的な時間ではなく、自らの主観的な苛立や絶望や喪失の感情に従った時間を経験するものである（中略）訴訟手続および重要な意思決定は「配置されるべき」子が喪失と不安に堪えられる期間を過ぎてはならない（中略）通常の手続として、子の配置（引渡等）は立法、裁判所および行政によって、子の時間感覚に適合的な緊急の問題として扱われるべきである（Goldstein 他, 42-43 頁（段落省略））。

2. 第 16 条は次のように定めている。

「子が自国に連れ去られ、又は自国において留置されている締約国の司法当局又は行政当局は、当該子が第三条に規定するところにより不法に連れ去られ、又は留置されている旨の通知を受領した後は、この条約に基づいて子が返還されないことが決定されるまで又はこの条約に基づく申請が当該通知を受領した後合理的な期間内に行われない場合を除くほか、監護の権利の本案についての決定を行わない」（ハーグ条約第 16 条）。

3. これらの 4 つの例外に加えて、条約は裁判所に十分な年齢に達した子の意見を考慮に入れることを認めている。裁判所は「子が返還されることを拒み、かつ、その意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していると認める場合には、当該子の返還を命ずることを拒むことができる」（ハーグ条約第 13 条 2 項、及び、Friedrich II 事件, 78 F.3d、1067 頁、及び、第 8 号を参照）。

4. そして、これらの「狭い」例外のための根拠が確定している場合においてさえ、地方裁判所は必ずしも奪取した親の下に子を留置させることを認めるように拘束されない（Friedrich II 事件, 78 F.3d、1067 頁 「[A]連邦地方裁判所は返還が条約の目的を促進するものであるならば、抗弁の有無にもかかわらず、子を返還する裁量を有しており、また、適切と認められる場合においてこの裁量権を行使すべきである（引用省略）」を参照）。

5. そのハーグ条約の「法的分析」（51 Fed. Reg. 10494, 10503 掲載）において、国務省は Perez-Vera が「正式なハーグ会議の報告者の役割を担」い、そして、「彼女の解説（報告）は正式な経緯および条約注釈並びに条約規定の意味及び背景を確定するための材料としてハーグ会議によって認められている」と説明

している (Shalit, 182 F.3d at 127, 1999 WL 519334, at *2-*3)。最高裁判所が指摘したように、「米国によって批准された条約は本邦の法であるからだけでなく (中略) 主権国家間の協定でもあるから、我々は伝統的に交渉と草案の経緯 (いわゆる「travaux préparatoires」 (仏語)) 及び批准後の締約国の理解を解釈の補助的な材料としてきた (Zicherman 対 Korean Air Lines Co. 事件, 516 U.S. 217, 226 (1996) (Scalia, J.) (引用省略))。似たような線で、30年後 Myres S. McDougal 教授とその仲間たちは「ある文脈においては、有能な研究が示しているように、締約国が共有している期待にもっとも相応しい手がかりは「travaux」から導かれるが、異なる文脈においては、これに続いてとられる態度によって導かれる」と説明している (Myres S. McDougal, Harold D. Lasswell & James C. Miller, *The Interpretation of Agreements and World Public Order* 365, 1967年)。

6. ハーグ条約の報告者は起草者達が一年間の期間限定を採用した経緯を説明している。即ち、子の返還が子の利益に適うものであるとして取られている以上、問題が重要である。なぜなら、子が新たな環境に適応したことが明らかな場合において、子に対して行使されている親権・監護権の慎重な判断が行われた後にのみ返還されるべきであり、かかる判断が条約の範囲外となる。ただ、客観的な基準として「子の適応」をテストしようとするのが非常に困難なため、期間限定を定めることになった。そして、これが恣意的であるかもしれないが、この点に関する懸念に応えるために「最も悪くない」解決策であるとされた (Perez-Vera Report, 107頁、及びGoldstein 他、105-06頁 (又、恣意的な要素にもかかわらず、親権法における期間限定の有用性を主張。Louisville Gas & Elec. Co. v. Coleman, 277 U.S. 32, 41 (1928) (Holmes, J.は反対意見)を引用)。

7. Reisman 教授が指摘したように、米国の機関による条約の解釈はおそらく米国およびその国益がかかわっている事件における他の締約国の解釈パターンに影響を与えるだろう、

他のすべての締約国は、自ら実行 (パフォーマンス) するとき又は他国の実行・解釈 (「performance-interpretation」) に対応するとき、実行・解釈に努めて、(これによって) 彼等が自ら抗議するか、変更を要求するか、条約の無効を宣言するか、黙認するかを決める (W. Michael Reisman, *Necessary and Proper: Executive Competence to Interpret Treaties*, 15 Yale. J. Int'l L. 316, 325 (1990))。

8. D の補充的な準備書面およびこれに伴う弁護士の弁論は、彼女がもし親権を争うためにフランスに戻れば、刑法上の責任を追求される可能性を指摘していることに留意する。彼女は主張されたこの可能性に関してハーグ条約上の根拠

をなんら援用していない。しかし、**D** は差戻審において、彼女の刑事責任に伴ういかなる争点をも自由に提起することができる。そして、彼女がそうした場合には、地方裁判所はこの状況におけるフランス法に関して、専門家の証言およびフランス当局による報告書を含め、必要な情報ないし解説を入手すべきである。